

**小豆島ふるさと村再整備事業
(宿泊ゾーン)
基本協定書（案）**

※本基本協定書（案）は、現時点において想定される町及び事業者の基本的な役割分担等を記載したものであり、事業者が提出した企画提案書等の内容及び事業者との協議により、各条項の記載内容等を修正する予定です。

**令和 7 年 9 月 5 日
小豆島町**

小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）基本協定書（案）

小豆島町（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）（以下「本事業」という。）に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

【注：乙がグループで応募する場合は、乙の表記は以下のとおりとする】（乙の代表者名●●（以下「代表者」という。）、構成員名●●及び構成員名●●）。以下これらを総称して「乙」という。）】

（目的）

第1条 本協定は、令和7年9月5日に公表した小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）募集要項（付属資料を含み、以下「募集要項」という。）及び募集要項に関する質問及び回答（その後の変更を含み、募集要項とあわせて、以下「募集要項等」という。）に基づき、本事業の円滑な実施のため、小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）実施協定書及び小豆島ふるさと村再整備事業（宿泊ゾーン）定期借地権設定契約書（以下「実施協定等」）を締結するまでの、甲及び乙の義務等の基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第2条 乙は、本事業の実施にあたり、甲が募集要項等に記載した条件を十分に理解し、これに合意したことを確認する。

2 甲は、乙が募集要項等に基づき甲に提出した企画提案書及びこれに付随する一切の書類（選定委員会が要望し乙が了承した事項を含み、以下「提案書類等」という。）に記載した条件を十分に理解し、これに合意したことを確認する。

（責務）

第3条 甲及び乙は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

2 乙の代表者は、グループの構成員の一がグループから離脱した場合であっても、本協定を継続して履行する責任を負うものとする。

3 乙は、本事業の実施に関して甲が実施する小豆島町議会や周辺住民等を対象とする説明等に参加し、資料作成及び説明等の甲が求める協力を行うものとする。

4 乙は、提案書類等に記載した条件により、本協定締結後、甲との協議を経て確定する事業の詳細な内容を定めた事業計画書を甲に提出して、書面による同意を得なければならない。

（実施協定等）

第4条 甲及び乙は、実施協定等を令和9年3月31日までに締結するものとする。ただし、甲又は乙がやむを得ないと認める場合は、甲と乙が協議して新たに期限を定めるものとする。

2 前項ただし書きの規定により新たな期限を定めようとする場合は、甲又は乙は、相手方に対して令和●年●月●日までに申し出て、書面にて同意を得なければならない。

（実施協定等不調の場合における処理）

第5条 甲及び乙は、次に掲げる事由により実施協定等の締結に至らなかった場合におけ

る費用（甲又は乙が本事業の準備のために要した費用及びこの条の規定により本協定を解除するために要した費用）については、本協定の当事者各自の負担とし、相手方に当該費用を請求することができない。

- (1) 天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めにも帰すことができない事由により、本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合
 - (2) 次条及び第7条の規定により、本協定が解除された場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙の責めに帰すことができない事由により、本事業の実施が不可能又は極めて困難となった場合
- （乙の解除権）

第6条 乙は、乙の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、甲にその理由を説明した上で、優先交渉権者の地位を辞退し、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により、本協定を解除しようとするときは、第4条第1項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限）の1か月前までに甲に対してその旨を申し出なければならない。

（甲の解除権）

第7条 甲は、次に掲げる場合は、乙の優先交渉権者の地位を解消し、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 第4条第1項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限）までに実施協定等が締結されない場合
- (2) 乙が、募集要項「5. 参加資格要件（2）公募参加の制限等」の①から⑦のいずれかの要件を満たしていないことが判明し又は該当することとなった場合
- (3) 甲及び乙間の信頼関係が失われた場合その他本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合

（秘密保持）

第8条 甲及び乙は、本事業に関して相手方から秘密情報として取得した情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し、又は本協定の履行の目的以外に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、又は甲が小豆島町情報公開条例（平成18年条例第10号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施協定等の締結の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条及び次条の規定の効力は、本協定の解除又は期間満了による終了後においても存続する。

（準拠法及び裁判管轄）

第10条 本協定は、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は、高松地方裁判所とする。

（定めのない事項等）

第11条 本協定に定めのない事項について定める必要がある場合及び本協定に関し疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議によりこれを解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書●通を作成し、契約当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年●●月●●日

甲

住 所 香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地95

名 称 小豆島町

氏 名 小豆島町長 印

乙（グループの場合は、「乙の代表者」）

住 所

名 称

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

（グループの場合は以下、構成員連名）